

ひがし

通算第 94 号

2024.1.15 No.8

狭山事件とは

今から37年前一九六三年五月一日、埼玉県狭山市で女子高校生が行方不明になり、脅迫状が届けられるという事件がおきました。警察は身代金を取りに現れた犯人を40人も警官が張り込みながら取り逃がしてしまいました。女子高校生は遺体となって発見され、警察の大失敗に世論の非難が集中しました。

捜査にいきづまった警察は、付近の被差別部落に見込み捜査を集中し、何ら証拠もないまま石川一雄さん(当時24歳)を別件逮捕し、一か月にわたり警察の留置場(代用監獄)で取り調べ、ウソの自白をさせて、犯人にでっちあげたのです。地域の住民の「あんなことするのは部落民に

ちがいない」という差別意識やマスコミの差別報道のなかでエン罪が生み出されてしまったといわれている事件です。

一審は死刑判決、二審は無期懲役判決が確定し、石川さんはただちに再審請求を申し立てました。第一次再審請求は全く事実調べもなく棄却。一九八六年八月に第二次再審請求を東京高裁に申し立てるとともに、すべての証拠の開示と事実調べをおこなうよう東京高裁、東京高検にたいして求めてきました。

しかしながら、一九九九年七月九日、東京高裁・高木裁判長は事実調べも行わないままに、抜き打ち的に再審請求を棄却しました。この不当な棄却決定に対し、七月十二日、弁護団は直ちに東京高裁に異議申し立てを行い、現在に至っています。(狭山事件とは部落解放同盟

中央本部より)

二〇二三年十二月十三日の日西本新聞の朝刊に「新鑑定揺らぐ確定判決」という記事が出ていました。内容は一九七七年に第一次再審請求をしたが、裁判所の棄却決定が続く。だが第三次請求で捜査段階の証拠191点が、実に47年以上の歳月を経て開示され、これに基づく科学的な鑑定を弁護側は新証拠として東京高裁に次々に提出。確定判決を揺るがす可能性がある。

結びには、一九九四年末に仮出獄し31年7か月ぶりに故郷に戻った石川さん。獄中にいて死に目に会えなかった両親の墓前には、今も手を合わせていないという。「事件の晩、夕飯を一緒に食べた父ちゃん、母ちゃんは無実を知っているのに、ウソの自白をしてしまった。エン罪を晴らすまでは顔向けできない」と何度も語った。と書かれてありました。再審開始を祈っています。